

企画競争実施の公示

平成30年4月6日

近畿地方整備局長
池田 豊人

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1) 業務名 平成30年度公共事業労務費調査集計修正業務
- (2) 業務内容 「公共事業労務費調査」に必要な、既存の工事選定及び集計システム、調査実施の手引き等を、平成30年度調査に対応した内容に更新するとともに、調査結果のデータを用いた集計表及びグラフの作成行う業務
- (3) 履行期限 平成31年3月29日

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有すること。
- (3) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時点までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 配置予定技術者（以下「主たる担当者」という。）については、以下のいずれかの資格を有すること。
 - ・技術士（情報工学部門・総合技術管理部門（情報工学部門に関する学科に限る））
 - ・ITストラテジスト
 - ・プロジェクトマネージャ
 - ・システムアーキテクト
 - ・ネットワークスペシャリスト
 - ・データベーススペシャリスト
 - ・エンベデッドシステムスペシャリスト
 - ・情報セキュリティスペシャリスト
 - ・ITサービスマネージャ
 - ・システム監査技術者データベーススペシャリスト
 - ・応用情報技術者
 - ・基本情報技術者

- ・ P M P (Project Management Professional)
 - ・ I T コーディネータ
 - ・ M C S E (マイクロソフト認定ソリューションエキスパート)
 - ・ I S M S (情報セキュリティマネジメントシステム) 審査員資格以上
 - ・ I T I L マネージャー
- (5) 主たる担当者については、下記に示される同種又は類似業務等について、平成 20 年度以降に完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において 1 件以上の実績を有すること。
- ・ 同種業務：10 万件以上のデータの取り扱い可能な統計処理・分析情報処理プログラムの開発又は改良を行った業務
 - ・ 類似業務：統計処理・分析情報処理プログラムの開発又は改良を行った業務
- (6) 近畿地方整備局長から企画競争実施にかかる説明書の交付を直接受けた者であること。
- (7) 会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）でないこと。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実施的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- (9) 企画提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- 1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

 - (ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合
 - (イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - 2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

 - (ア) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会

社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合
その他上記 1) 又は 2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3. 手続等

(1) 担当部局

〒 5 4 0 - 8 5 8 6

大阪府大阪市中央区大手前 1 - 5 - 4 4

国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約課 購買第二係

電 話：0 6 - 6 9 4 2 - 1 1 4 1（代）

F A X：0 6 - 6 9 4 3 - 7 8 3 4

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成 3 0 年 4 月 6 日から平成 3 0 年 4 月 2 7 日までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇を除く毎日、9 時 1 5 分から 1 8 時 0 0 分まで
場所：3. (1) に同じ。

方法：書面により交付を行う。なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は 3. (1) に問い合わせること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限：平成 3 0 年 4 月 2 7 日 1 6 時 0 0 分

場所：3. (1) に同じ。

方法：持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）に限る。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無 無

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1) に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) その他の詳細は説明書による。